

牒と咨のあいだ：高麗王と元中書省の往復文書

森平，雅彦

九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門：助教授：朝鮮中世史，北東アジア史

<https://doi.org/10.15017/3529>

出版情報：史淵. 144, pp.93-137, 2007-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：

牒と咨のあいだ

——高麗王と元中書省の往復文書——

森 平 雅 彦

一 はじめに

朝鮮半島の高麗王朝（九一八～一三九二）は、一三世紀後半から一四世紀半ばにかけて元（モンゴル帝国）に臣属した。大陸の王朝に対して高麗がいわゆる事大外交の形式をとること自体は、さして特別なことではない。しかし高麗独自の国家経営が実質的なレベルではとくに損なわれなかった他の時代とくらべた場合、元との関係においては、その政治的干渉が非常につよく、直接的かつ持続的におよぼされた点に大きな特色がある。こうした時代状況をふまえつつ、本稿では、この間、元の最高官府である中書省と高麗国王とのあいだでやりとり（行移）された公文書の形式を検討することにした。

従来、高麗の対元国家関係を規定する制度や慣例に関しては、あとでふれる征東行省のほか、通婚関係、モンゴル投下・分封制との関連、トゥルカク（質子）の送遣やケシク（宿衛）への参入をめぐる問題、冊封関係、宗教秩序、在来王朝体制の保全問題などについて検討がくわえられてきた。しかし上記のような文書形式に関しては、元Ⅱモンゴル帝国史研究において文書制度が支配・統合の鍵として様々な角度から注目されているのに対

し、まったく等閑視されてきたといつてよい。もとより君主間で交わされるモンゴル皇帝の聖旨（ジャルリク）と高麗王の表文が有する基本的重要性と象徴性にくらべ、高麗王―元中書省間の往復文書は、下位レベルの実務的な性格のものにすぎない。しかし高麗王が他国の官府と直接文書をやりとりすること自体、モンゴルが登場する以前にはみられないか、少なくとも表にあらわれない現象であり、その制度・運用上の特色は、両国の複雑な関係を体系的に理解するうえで看過できない問題をはらんでいる。

ところで、元につづく明と、その冊封をうけた朝鮮・琉球や日本の室町政権などのあいだでは、首長間で交わされる詔勅や表文とは別に、中国側の中書省や礼部をはじめとする高級官府と、冊封をうけた「国王」とのあいだで、咨という文書がやりとりされ、かかる形式が清代にも継受されたことが知られている。咨とは、当時二品以上の同格の高級官府・官人間でやりとりされた公文書の形式であり、明代の外交における使用をめぐって、如上の被冊封者が中国の正二品官相当とみなされたとの見解(1)もしめされている。しかしこのような書式は、宋・遼・金やそれ以前の外交文書にはみられないものであり、その成立過程があらためて問われなければならない。そして私見によれば、その際、ほかならぬ高麗王と元中書省の往復文書が、その史的前提となった可能性が考えられるのである。本稿では行論の帰結として、咨式外交文書の成立問題についてふれることにもなるだろう。

ただし文書形式の検討といいながら、関係文書の実物はおろか、まがりなりにもテキストの全容を伝える写しなどもなきにひとしい。断片的・間接的な情報をもとに推論をかさねたのみで、到底試案の域をでるものではないが、大方の叱正を乞う次第である。

二 牒式文書

高麗がモンゴルとはじめて接触したのは一二一八年のことで、一二三一年より約三〇年間の長きにわたり、モンゴル軍の侵攻がくりかえされた。この交戦期における両国交渉では、モンゴル皇帝の「詔」とこれに対する高麗王の「表」が交わされたが、それ以外にもモンゴル側の侵攻軍指揮官やその他の官人と、高麗側とのあいだで文書が交わされた。

紙幅の都合により、ここでは結論を略述するにとどめ、具体例は別の機会に提示するが、このうちモンゴル人官人の文書については、断片的な史料例をみるかぎり、主として、白話風の語彙を用いたいわゆるモンゴル文直訳体の漢文で書かれたらしいことがうかがわれ、「モンゴル語正本」の存在も推定されている。② また「長生天氣力、蒙古大朝国皇帝福蔭裏」(とこしえの天の力(のもとに)、蒙古大朝国皇帝の威福のもとに)などのモンゴル命令文特有の冒頭定型句を用いる場合もあったとみられる。

一方、高麗側の文書をみると、モンゴル側文書の引用をのぞく地の文は、いずれも雅文漢文でつづられている。「令公」宛てに送られてきた書状に対し王族名義で返信した一例をのぞけば、多くの場合について、王の一人称が「我」「予」などとみえており、または発信主体が「王」と明記されることから、基本的に国王名義で書かれたらしいことがうかがわれる。このうち書式がわかるものについては、「某啓」または「右啓」と書き出し、「謹啓」と結ぶ、いわゆる啓の書式が用いられている。

唐制、啓は皇太子や所属官府の長に対する上行文書と規定されているが、一般官人同士の上行文書として、また私人間において吉凶のあいさつや起居を通じる場合その他の書簡文として、ひろく用いられた。③ 外交における啓の使用は、こうした丁寧の意をあらわす個人間の通信文としての性格を応用したものと考えられ、渤海王が対

日国書に用いた例が有名だが、日本に対して臣礼を避けつつも辞を卑くして友好関係を結ぼうという渤海側の意図が指摘されている⁽⁴⁾。しかし高麗王が外国の一人人に対して親書を送るのはきわめて異例である。宋の官人とのあいだでは書簡の往復があつた形跡もみられるが、朝鮮歴代王朝のなかでもひととき自尊姿勢のつよい高麗王⁽⁶⁾が、当時夷狄視していたモンゴルの官人に対して啓を用いたのであるからおさらである。大規模な軍事侵攻をむかえて、国王みずから低姿勢をしめして交渉にのぞみ、危機を打開しようとする腐心したのであろう。

一二六〇年に世祖クビライの政権(元)が発足し、高麗がこれと講和修交すると、双方の交渉窓口はひとまず中央政府に一元化される。これにともなつて君主間でやりとりされる詔と表が交渉の主軸となり、元の官府・官人と高麗側とのあいだで独自に文書をやりとりすることは、私交に相当するものとして基本的に抑制されたらしい⁽⁸⁾。わずかな例外をのぞき、史料例が確認されない時期が一〇年ほどつづく。やがて一二七〇年に高麗の対元強硬派である執権武臣が排除され、高麗が対元協調路線に転じると、日本遠征の遂行なども関係して、高麗に対する元側の指示・介入が強化される。するとこれにともなつて、高麗と元中書省のあいだでにわかにな文書のやりとりが発生、増加するのである。

その最初期、一二七〇年代頃の事例は、『高麗史』世家や『高麗史節要』の当該年次の条文中に数多く確認される。元中書省からの文書は「牒」「文」「省旨」などとよばれているが、ほとんどの場合、具体的な宛先を明示していない。このうち「文」と「省旨」については、これが特定の書式を表す術語なのか否か、史書にのこされた文書の部分的な録文からは直接判断がつかないが、管見の元代諸文献に照らすかぎり、まずそのようには考えにくい。それぞれ単なる「文書」や、「中書省のおおせ」を意味する一般的な用語とみておくことができよう。一方、これに対して「牒」は、ひろく公文書一般を意味する場合もあるが、元における特定の書式をさす術語でもあるので、注意を要する。

すなわち牒式文書は、唐代において統属関係のない官府・官人・機関・個人同士で相互に用いた書式であり、日本の律令国家にも継受されたことは周知のごとくである。南宋期の『慶元条法事類』卷一六でも、牒を統属関係のない官府間で相互に用いる文書と規定し、

内外官府、非相統撰者相移、則用此式。〔……〕官雖統撰、而無申状例、及禀於比州之類、皆曰牒上、於所轄而無符帖例者、則曰牒某司或某官、並不闕字。

とのべているが（……は省略、〔 〕は細注をしめす。以下同じ）、統属関係がある官府間でも、申・状・符・帖の使用例がない場合は牒を用いるとしている。同様な規定は北宋・司馬光の『司馬氏書儀』卷一・公文・牒式にも右門下・中書・尚書省以本省、樞密院以本院事相移〔並謂非被受者〕、及内外官司、非相管隸者相移、並用此式。諸司補牒亦同、惟於年月日下、書書令史名、辞末云故牒。官雖統撰、而無状例、及禀於比州之類、皆曰牒上〔寺監於御史台・秘書・殿中省、准此〕、於所轄而無符帖例者、則曰牒某司、不闕字〔尚書省於御史台・秘書・殿中省、及諸司於台省、台省・寺監於諸路諸州、亦准此、其門下・中書省・樞密院於省内諸司・台省・寺監官司、辞末云故牒、尚書省於省内諸司、准此〕

とみえるが、ここではさらに、門下省・中書省・尚書省・樞密院が省事・院事を相互に通達するにあたって用いることをのべている。制度の詳細は明らかでないが、金についても寺観にあてた尚書礼部牒の存在が石刻資料に伝えられている⁽⁹⁾。

元の牒式文書も基本的に唐・宋以来のながれをうけつぐものと考えられる。『元典章』卷一四・吏部・公規・行移・品従行移等第や、中国国家図書館蔵明初刻本の劉応李『新編事文類聚翰墨全書』甲集卷五・諸式門・公牒諸式・行移往復体例にみえる至元五（一二六八）年の規定では、外路の「相統撰せざる」官府間で用いる文書形式の一つに牒をあげ、送り手と受け手の上下関係に応じて平牒（平行）、今故牒（下行）、牒上（上行）、牒呈上（上

行だが牒上より程度が大」といった違いをのべる。

また田中謙二は、『元典章』所載文書の分析を通じて、「中央直轄地域以外いわゆる外路の、多くは三品官庁と交渉をもつ文書にのみ見え、中央官庁と交渉をもつ文書にはまったく用いられていない」とし、三品同士の場合、管掌事務の性格を異にする官府間で用い、あるいは、三品官府に隷属する官がその官府に提出するという傾向を指摘している⁽¹⁰⁾。

ただし田中が指摘する傾向とは、地方官府に蓄積された文書を集成した『元典章』という文献⁽¹¹⁾の特性に由来するものとみるべきであろう。神田喜一郎の紹介⁽¹²⁾で知られる呉澄（一二四九〜一三三三）に授けられたバクパ字漢文叙任状（宮内庁書陵部蔵『呉文正公集』所載）をみると、計一点一点の文書録文のうち、大徳四（一三〇〇）年閏八月の応奉翰林文字・将仕佐郎・同知制誥・兼国史院編修官の叙任状、大徳七（一三〇三）年一月の将仕郎・江西等处儒学副提举の叙任状、至大元（一三〇八）年一〇月の従仕郎・国子監丞の叙任状は、いずれも中書省の牒（今故牒）である。正確にいうと、勅命を下達する勅牒であつて、官府間の事務連絡に用いる牒とはやや性格が異なり、定型表現にも違いがあるが、広義において牒の使用が地方官府にかぎられなかったことがうかがわれよう。参考までに一例を漢字表記でしめすと次のとおりである（原文はバクパ字の表記法により行が左から右にすすむ。なお「印」「押」の表示は省略）。

皇 帝 聖 旨 裏。 中 書 省 牒

将 仕 郎 前 江 西 等 处 儒 学

副 提 举 呉 澄

牒。 奉

勅、 可 授 従 仕 郎 国 子

監丞。牒至准

勅。故牒。

至大元年十月

日牒

中奉大夫中書參知政事郝

中奉大夫中書參知政事烏八都刺

資善大夫中書左丞郝

榮祿大夫遙授平章政事左丞何

銀青榮祿大夫中書右丞波羅帖木兒

榮祿大夫中書右丞波羅達識

榮祿大夫中書平章政事

特進中書平章政事

光祿大夫中書平章政事

開府儀同三司中書右丞相行中書平章政事

開府儀同三司太保中書左丞相

開府儀同三司錄軍國重事中書右丞相

中書令

つづいて、前述『新編事文類聚翰墨全書』公牘諸式に収められた「平牒首末式」をかがげて、元代における平牒の首末形式を確認しよう。

皇帝聖旨裏。某処。同上式。云云。為此

牒と咨のあいだ

合行移牒。請

照驗施行。須至牒者。

牒具如前。事須牒

或某^某某^某司^某。請

照驗。謹牒。

年月 日牒

某官員銜 姓 押

「皇帝聖旨裏」は吳澄の叙任状にもみえる元代官府文書の冒頭定型句の一つで、モンゴル語では qayan-u jarly-yivan なる。つづく「某処。同上式」は発信主体の表示であり、「平牒旨未式」の前にかかげられた「平関首未式」の記載方式と同じく「某処某司。或職行称某官某職」と記すという意味である。そして「為此」以下が結びの文言となる。ただし以上はあくまで基本書式であり、これらの文言がつねにそっくり適用されるとはかぎらない。

ここで本題にもどると、当初、元中書省が高麗に送った文書については、やはりこの牒式文書の存在がうかがわれるのである。すなわち『高麗史』卷二九・忠烈王世家・六（一二八〇）年七月丁卯につきのような記事がある（引用史料の傍線は筆者による。以下同じ）。

中書省牒云、雙城民戸、除將韓信等三戸分付訖外、徳光等六戸、縁雙城勒留。在前宴帖兒元断、并差官魏文愷断、与本国全戸三十・隻身男女四十二名放帰、而後分付徳光等事、都省准此。除前項戸計、筭付開元等路宣慰使、行下雙城、照勘呈省外、合行移牒。請照驗、即將徳光等六戸、分付施行。

みられるように、当時元が直轄した高麗東北辺の雙城総管府の民戸のうち高麗側に送還すべき住民に関して、

一二八〇年に高麗に送られた元中書省の「牒」の抄録である。すなわち、さきに雙城の民戸のうち韓信ら三戸を高麗に分付した際、徳光ら六戸は雙城にとどまったが、元側の宴帖児と高麗の差官魏文愷の判定により、高麗の全戸三〇と隻身の男女四二名とともに本国に送還したうえで徳光等を分付することを、都省（中書省）は許可した。そこで前項の戸計については、開元等路宣慰使に劄付を送り、雙城に指示して中書省に調査報告させるとして、傍線部のごとく、「合に移牒を行」うので「請うらくは照驗」して徳光ら六戸の分付を「施行」されたし、と結ぶ。この最後の文言「合行移牒。請照驗……施行」は、あいだに通達内容を挿入しているが、前述した牒式文書の「合行移牒。請照驗施行」に対応する文言であり、「移牒」とはこの文書が牒式であることをしめす語である。ただし右の事例では牒の具体的な宛先が必ずしも明示されていない。しかし少なくとも、このころ元中書省が高麗王に宛てて牒式文書を用いていたことは、『高麗史』卷一九・忠烈王世家・六（一二八〇）年十一月己酉のつぎのような記事からもうかがえる。

遣右承旨趙仁規・大將軍印侯如元、上中書省書曰、……今有行省文字、云右咨高麗国王、封云到国王開坼。竊審、中書省行來文字、字謹紙厚、每牒云、請照驗。謹牒。未詳、行省文字、是何体例。予付得、行省於國王、既無疑忌、雖咨・関・劄付可也。若諸駙馬処、有不得已行移文字、当用如何体例。昔禿鞞哥国王、於我父王、未嘗直行文字、必行下達魯花赤。伏望、定奪彼此往還文字格式回示。……

すなわち、さきの中書省牒の送付から数ヶ月後に高麗忠烈王より元中書省に提出された「上書」（書中に王の一人称が「予」とある）の一節である。このとき高麗王に送られた元の行省（征東行省）の文書形式（次節で詳論）について王が疑義を表明したのだが、従前の通例について、「中書省が送ってよこす文書は字が丁寧で紙は厚く、すべての牒に「請うらくは照驗せられたし。謹みて牒す」とある」（傍線部）とのべている点が注目される。高麗王に宛てた文書の形式を問題とする文脈上、ここでいう中書省文書は高麗王に対するものと解される。そしてこ

れが「牒」とよばれているわけだが、はたしてその文面につねに記されていた「請照驗。謹牒」という文言は、前述した牒式文書の結びの部分に一致し、「謹牒」とは文書が牒式であることをしめす語である。

以上わずかな文言からの推定だが、少なくとも一二七〇年以降、一二八〇年までの間、元中書省は高麗王に対して牒式文書を使用するのが通例だったとみられる¹³⁾。とすると、高麗に送られた中書省文書のうち、宛先が明らかでない牒は、高麗王宛てだった可能性が想定される。書式・宛先とも明らかでない他の「牒」「省旨」「文」についても、その多くないしすべてが高麗王宛ての牒式文書だったかもしれない。なお伝えられた牒の文言から推すかぎり、具体的には平牒かこれに近い書式が用いられたらしい。ただこうした文面の細部については、時期的な変化や例外があった可能性を想定しておく必要もあろう。

*

それでは元中書省は、なにゆえ高麗王に対して牒式を用いたのであろうか。この問題を吟味するには、当時の元における高麗王の政治的位置をさぐるのが捷徑である。

周知のとおり忠烈王は、一二七四年、王太子として世祖クビライの公主に尚し、その直後に即位した。これによって忠烈王はクビライの駙馬（女婿）となり、他のモンゴル諸王・駙馬とともに帝国の最上層部を構成する王侯貴族の一員として、しかるべき特権と榮譽を享受し、元の一一般官員に対しても優位にたてるはずだった。ところが実際にはただちにそのようにはならず、元の官員とは対等に近い東西にむかいあう座次で会見し、また宴席で王が行酒しても、元の高麗駐在ダルガチ（監督官）は起立したまま拝礼せずにこれを受けるなど、先代と同じ格下の礼式にあまんでいた¹⁴⁾のである。かかる処遇の背景をよく物語るのが、つぎの『高麗史節要』卷一九・忠烈王元（一二七五）年五月の記事である。

王聞詔使来、出迎西門外。王既尚主、雖詔使、未嘗出城而迎。舌人金台如元、省官語之曰、駙馬王不迎詔使、

不為無例。然王是外国之主也。詔書至、不可不迎。至是始迎之。

忠烈王は、はじめみずからが駙馬であることをもって詔使を城外に出迎えなかった。しかし元は、それが駙馬による詔使迎接礼として許容範囲であることをみとめながら、忠烈王は「外国之主」であるゆえに、必ず詔使を城外まで出迎えるように要求した。すなわち当時の高麗王は、忠烈王が個人として元帝室の駙馬となりながら、元の内部構成員とは一定に区別される外国君主としての立場がなお優先される状態だったのである。そこで忠烈王は元側と交渉を重ね、一二八一年に高麗王と駙馬の地位を一体化した駙馬高麗国王という宣命を授かった結果、ようやく高麗王自体が駙馬として遇されることになる。⁽¹⁵⁾

一二七〇年代における元と高麗王の関係が以上のごとくであれば、元中書省が高麗王に対して用いた牒という書式は、同王の外国君主としての立場に対応する礼式だった可能性が想定される。そしてこの解釈が妥当ならば、元中書省は他の外国君主に対しても——慎重にいえば少なくとも漢文文書を送る場合は——牒を用いたことになるが、まさしくそうであったことを、最近、張東翼⁽¹⁶⁾によって紹介された至元六（一二六九）年付け日本国王宛ての元中書省牒が証明してくれる。

この文書は、『元史』巻二〇八・日本伝に

〔至元六（一二六九）年六月〕命高麗金有成、送還執者、俾中書省牒其国、亦不報。有成留其大宰府守護所者、久之。

とみえる高麗使が伝達した中書省の「牒」に相当し、江戸初期の日本で歴代外交文書の録文を集成した『異国出契』にテキストが収められる。『異国出契』の伝本には京都大学文学部研究科図書館蔵本と内閣文庫蔵本があるが、本文書に関して用字に異同はない。ただ張東翼が京大本にもとづいて提示したテキストには、東大寺蔵『調伏異朝怨敵抄』所載の至元三（一二六六）年付け日本国王宛てクビライ国書写しを参考にして表記をあらためた箇所

があるので注意を要する。すなわち『異国出契』では、元皇帝にかかる「皇帝」「聖天子」「天威」を平出、また「勅」と、日本側にかかる「貴国」「殿下」を二字闕字としているが、張の録文では平出部分を一字抬頭、闕字部分を平出に変更している。⁽¹⁷⁾ もちろん『異国出契』の表記が原文書の体裁を変更している公算は大きく、むしろそのようなものが自然だが、本稿ではひとまず典拠の表記にしたがって文書のテキストをしめしておこう。⁽¹⁸⁾

大蒙古国皇帝洪福裏。中書省 牒

日本国王殿下

我国家、以神武定天下、威徳所及、無思不能。逮

皇帝即位、以四海為家、兼愛生靈、同仁一視、南抵六詔五南、北至于海、西極崑崙、數万里之外、有国有土、莫不畏威懷徳、奉幣來朝。惟爾日本、国于海隅、漢唐以來、亦嘗通中国、其与高麗、寔為密邇。

皇帝嚮者 敕高麗国王、遣其臣潘阜、持璽書、通好 貴国、稽留數月、殊不見答。

皇帝以為將命者不達、尋遣中憲大夫兵部侍郎国信使紇徳・中順大夫礼部侍郎国信副使殷弘等、重持璽書、直詣 貴国、不意、纔至彼疆對馬島、堅拒不納、至兵刃相加、我信使、勢不獲已、聊用相応、生致塔二郎・弥二郎二人以歸。

皇帝寬仁好生、以天下為度、凡諸国内附者、義雖君臣、歡若父子、初不以遠近小大為間、至于高麗、臣属以來、唯歲致朝聘、官受方物、而其国官府士民、安堵如故、及其來朝、

皇帝所以眷遇樹慰者、恩至渥也。 貴国隣接、想亦周悉。且兵交、使在其間、寔古今之通義。彼疆場之吏、

赴敵舟中、俄害我信使、較之曲直、声罪致討、義所当然、又慮貴国有所不知、而典封疆者、以慎守固禦、為常事耳。

皇帝猶謂、此將吏之過、二人何罪。今將塔二郎、致 貴国、俾奉牒書以往。其当詳体

聖天子兼容并包混同無外之意、忻然效順、特命重臣、期以來春、奉表闕下、尽畏天事大之礼、保如高麗国例、
処之必無食言。若猶負固恃險、謂莫我何、杳無來、則

天威赫怒、命將出師、戰舸万艘、徑压王城、則將有噬臍無及之悔矣。利害明甚、敢布之殿下。唯 殿下、
寔重凶之。謹牒。

右牒

日本国王殿下

至元六年六月 日 牒

資政大夫中書左丞

資德大夫中書右丞

榮祿大夫平章政事

榮祿大夫平章政事

光祿大夫中書右丞相

みられるように、日本に対して元への帰服をうながす内容だが、「大蒙古国皇帝洪福裏」（大蒙古国皇帝の大いなる幸いのもとに）という冒頭句につづいて「中書省牒す」と書き出し、「謹みて牒す。右、日本国王殿下に牒す」と結ぶ平牒の形式をとる。「皇帝洪福裏」という冒頭句は必ずしも一般的表現ではないが、元の駙馬や官人・官府が用いる文書の冒頭定型句の一つである「皇帝福廕裏」（モンゴル語では *qayan-usu-dur*）に対応する文言とみてよい。「巨行移牒」「請照驗施行」「須至牒者」等の定型的な文言こそみえないが、この文書が日本国王宛ての牒式文書であることは疑いない。元中書省はたしかに外国君主に対して牒式文書を用いていたのである。しかもそれが高麗と日本についてともども確認されることから、元への臣属如何に関わらず牒を用いたことがわかる。

それならば、『元史』巻二〇九・安南伝において、至元七（一二七〇）年一月に「中書省移牒光昺」、至元一〇（一二七三）年正月に「中書省復牒光昺」、大徳五（一三〇一）年三月に「中書省復移牒」などとみえる、陳朝ベトナム王に対して送られた元中書省の「牒」も、同じく牒式文書であつたと考えてよからう。『元史』安南伝では、元の鎮南王トゴンが至元二二（一二八五）年三月にベトナム王宮を一時占領した際の様子を、

明日、鎮南王入其国、宮室尽空、惟留屢降詔敕及中書牒文、尽行毀抹、外有文字、皆其南北辺將報官軍消息及拒敵事情。

と伝えている。このとき元皇帝の詔勅とともに宮廷内に破棄されていた「中書牒文」とは、まさしく元中書省からベトナム王に送られた牒式文書だつたとみられる。

*

外交で用いられる牒式文書についてただちに想起されるのは、唐とその周辺諸国の状況である。このとき二国の君主間で交わされる国書にくわえて、官府間で牒式文書がやりとりされたことが、先学によって注目されている¹⁹。とくに中村裕一は、日本の太政官と渤海の中台省、日本の太政官・大宰府と新羅の執事省、雲南の南詔国の中枢機関である督爽と唐の「中書」とのあいだにおける事例を紹介し、かかる形式の起源が唐国内における牒式文書の運用法の延長線上にあることを指摘している。

すでに知られているように、こうした牒式外交文書は、唐滅亡後も東アジア諸国に継受された。日本に医師派遣を要請した己未（一〇七九）年付け大日本国大宰府宛て高麗国礼賓省牒（『朝野群載』巻二〇）は有名だが、高麗における使用例としては、ほかに『開慶四明統志』巻八・収刺麗国送還人に、モンゴルより逃入した宋人を宋商范彦華らに託して海路帰国させた際に送った、己未（一二五九）年付け大宋国慶元府宛て高麗国礼賓省牒が録されている。また日本との交渉において具体的に書式が判明するものとして、泰和六（一二〇六）年付け日本

国対馬嶋宛て高麗国金州防禦使牒（『平戸記』延応二年（一二四〇）四月一七日）や、丁亥（一二二七）年付け日本国惣官大宰府宛て高麗国全羅州道按察使牒（『吾妻鏡』安貞元（一二二七）年五月一四日）などもある。また前述した日本国王宛て元中書省牒がとどけられた際には、あわせて至元六（二二六九）年付け日本国太宰府守護所（もしくは日本国太宰府）宛て高麗国慶尚晋安東道按察使牒が送られている（『異国出契』²⁰）。

一方、日本側には宋から送られてきた「牒」に関する記録もあり、このうち承暦四（二〇八〇）年の日本国太宰府宛て大宋国明州牒（『異国牒状事』^{補注}）や、承安二（一一七二）年の日本国太政大臣宛て大宋国明州沿海制置使司牒（『師守記』貞治六（一二三六）年五月九日）などは、著録された「甲牒乙」という冒頭形式から牒式文書であったことが確実視される。

こうした外国官府との交渉に日本側も牒式文書を用いたことは、一〇七九年の高麗礼賓省牒に対する大宰府の返牒（『本朝統文粹』巻一一）や、一二六九年の元中書省牒に対する太政官の返牒案、および同年の高麗慶尚晋安東道按察使牒に対する大宰府守護所の返牒案などから明らかである（『本朝文集』巻六七／『異国出契』²¹）。一一七二年の宋明州沿海制置使司牒に対し、翌年、大宋国明州沿海制置使王宛てに送られた日本国沙門静海（平清盛）の返書も、『師守記』貞治六年五月九日に著録された「甲牒乙」という冒頭形式から、牒式文書だったとみられる。遼の事例は明徴を欠くが、金については『大金弔伐録』に、その元帥府や都部署司が宋の宣撫使司や三省・枢密院に牒を送り、宋側の宣撫使司より「大金国軍前」に牒が送られた事例がみえる²²。モンゴル軍に包囲された金朝最期の模様を記す王鶚『汝南遺事』巻二の天興二（一二三三）年八月七日条に「詔尚書省、牒宋中書省借糧」とあるのも、金の尚書省が宋の中書省に牒を送ったことをしめすものかもしれない。さらに、遼・金が高麗とのあいだで「牒」をやりとりしたとの記録が『高麗史』『遼史』『金史』に散見される²⁴。これらの「牒」については、単に公文書ないしその行移を意味するだけの可能性もあり、必ずしも書式をしめす術語とはかぎらないが、金に

ついでには実際のところ牒式文書であった可能性が高いとおもう。遼についてもその可能性を想定できるのではないだろうか。

いずれにしても、東アジア諸国の官府間における牒式外交文書の使用は、元が登場した時点までみとめられ、元中書省の外交における牒式文書の使用は、こうした伝統をうけつぐものと、ひとまずとらえておくことができるよう。

しかし、そこに大きな変化が生じていることはみのがせない。元代以前において、牒は国家関係のありかたに関わらず、基本的に官府・官人間レベルで用いられているのに対し、元の場合、官府たる中書省が相手国の君主に宛てて送っているのである。これに近い出来事として、一〇八一年に宋の明州が「日本国」宛てに牒式文書を送ってきたとの記録があるが（『帥記』永保元（二〇八二）年一〇月三五日）、例外的であり、一義的には元という政権の対外姿勢と、中書省という官府の位置づけに関わる問題と考えられよう。

元の文書制度は、一二六九年のパクパ字制定、一二七〇年の「省院台文移体式」制定を重要な画期として、その前後に確立されていった。⁽²⁵⁾ 牒式文書については地方での使用規定が一二六八年にかたまったわけだが、一二七〇年以前に高麗に対する中書省の文書送付例がみられないのも、前述したような当時における両国の交渉窓口のありかたにくわえて、あるいは、元の文書制度が整備途上にあつたことなども関係するのかもしれない。

なお元・王恂の『中堂事記』中統二（一二六一）年五月五日丙寅（『秋澗先生大全文集』巻八一）によると、元が発足してから日も浅いこのとき、王恂は都堂（中書省の宰相）の鈞旨をうけて「移宋三省牒文」を起草した。そこに収められた録文は、結びの部分が大幅に省略されているが、冒頭は「大蒙古国行中書省移宋三省」とある。中書省と同格の地方派出機関である行中書省の文書として起草されたわけだが、ここでいう「移」が書式を表す術語であるとするれば、唐公式令に、尚書省と諸台省が、また内外諸司の管隸関係にないものが相互に用いる平行

文書と規定された移⁽²⁶⁾が採用されたことになる。ただし外交において移を使用した例は他にきかず、その宛先も宋の官府であり、これが外国君主に対する牒の使用にどうつながるか否かは不明である。しかも本文書は実際には使用されずにおわった。⁽²⁷⁾ここではひとまず元の高級官府による最初期の過渡的な外交文書例として紹介しておく。

一方、一二七〇年代頃に高麗側が元中書省に送った文書については、『高麗史』世家や『高麗史節要』の当該年次の条文中に多数の事例がみられ、「書」「文」などとよばれている。発信主体がしばしば「王」と明記されたり、「臣」その他の王の一人称が書中に記されたりすることから、基本的に国王名義だったと考えられる。しかし文書の首末を具備した記録が皆無で、具体的な書式は判明しない。ただ元中書省が王に対して牒を用いた以上、高麗王側も牒を用いた可能性は当然に想定されよう。また後述する後代の状況から推して、何らかの書簡形式を用いた可能性もある。

三 咨式文書

その後、高麗王と元中書省のあいだでは咨式文書が用いられ、これが重要な位置を占めるようになる。前述のごとく咨とは、明・清代における二品以上の同格の高級官府・官人間で用いた文書である。元代でも同様に用いられたが、この時代はとくに中央の中書省・樞密院・御史台等に対し、これらと同格の地方派出機関として、それぞれ行中書省・行樞密院・行御史台が多く設置されたので、これら中央・地方の官府間の使用例がめだっている。元代の咨については、書式の全容か、それに近い内容がうかがえる史料も種々のこざれているが、ここでは首末の形式にかかる文言が比較的多い、宮紀子が紹介した程復心『四書章句』（内閣文庫蔵元刻本）所収の皇慶元（一二二二）年付け翰林国史院宛て集賢学士趙孟頫の咨⁽²⁸⁾に基づいて、一つのパターンを模式化しておこう。

皇帝聖旨裏。某処某司。或某職某官。……

……為此合行移咨。請

照驗施行。須至咨者。

右 咨

某処某司。或某職某官。伏請

照驗。謹 咨。

年 月 日

しかしこのような咨式文書の存在は元代より前には確認されないようで、その来歴もよくわかっていない。そこで、文書史料中に、咨字、ないしこれと相通じる諮字が定型的に用いられる事例を前代にもとめてみると、つぎのようなケースが確認される。

公文書の例からみると、西域出土の唐代文書には、案卷としてのこされた官府内での事案処理過程の記録に諮字を用いたものがある。そこでは担当の僚属が判辞を策定した際、末尾に「諮。某曰。幾日」（諮る。某が白す。幾日）と記してもうしおくり、これに他の関係僚属（場合により複数）が「依判。諮。某示。幾日」（判に依れ。諮る。某が示す。幾日）と連署してゆき、最終責任者が「依判。某示。幾日」（判に依れ。某が示す。幾日）と承認して、判辞が確定される。⁽²⁹⁾ここでの諮は、判辞を「はかつて」承認をもとめるという意味になろう。

また唐の親王府より発行される教書にも諮字がみえる。教書式の復元案⁽³⁰⁾に、
教、云云。

年月日

記室參軍事具官封姓名 宣

主簿具官封名白。奉

教如右。請付外奉行。謹諮。

年月日

依諮 親画

とあるが、ここではまず王府の属僚である記室參軍事が王命を奉じて教書案を作成し、主簿に回付する。主簿は案を審査し、問題がなければ付外奉行することを王に要請するが、その際「謹諮（謹んで諮る）」ともうしおくる。そして王より「依諮」（諮りに依れ）との許可を得て教書が成立するのだが、その後、教書は録事司に送られて施行される。

さらに宋代では、学士院（翰林院）が中書など三省に上申する際の文書を咨報（諮報）といい、その起源は唐代にさかのぼるといふ。すなわち歐陽修の『帰田録』巻二に

若百司申中書、皆用状。惟学士院用咨報。其実如筍子、亦不書名、但直学士一押字而已。謂之咨報。此唐学士旧規也。

とあり、また洪邁の『容齋隨筆』巻九・翰苑故事に

翰苑故事、……公文至三省、不用申状、只尺紙直書其事、右語云、諮報尚書省、伏候裁旨。月日押。謂之諮報。

とあるが、後者にしめされた「諮報尚書省、伏候裁旨。月日押」は結びの形式である。

つきに私文書の例をみると、敦煌出土写本の唐・杜友晋「吉凶書儀」（ペリオ漢文文書三四四二号³²）では、「婦人吉書儀」の「与夫之妹書」（夫の妹に対する書簡）や「与姊書」（夫の弟の妻に対する書簡）の封の文言に「謹諮」、「四海吉書儀」（一般の吉書儀カ）の「与稍尊書」（やや目上に対する書簡）・「与平懷書」（対等な者に対する書簡）・

「与稍卑書」（やや目下に対する書簡）の結語に「某諮」を用いている。また前述の『司馬氏書儀』では、卷一・家書の「与妻書」「与外甥女婿書」など目下の親族に対する書簡、卷一〇・喪儀の「婦胙于所尊書」（目上にひもろぎを送る際の書簡）に対する「復書」（返書）や目下にひもろぎを送る際の「降等書」において、頭語や結語に「某咨」を用いている。これらの書儀における用法は、「謹んでとぶらう」、「某がとぶらう」といった意味合いになる。前述『新編事文類聚翰墨全書』所載の書儀でも、甲集卷三・諸式門・書記・小簡の「稍卑小簡首末式」や、同・家書の「与外甥女婿書」「与妻書」の頭語や結語に「某咨」とあり、元代でも同様に用いられたであろうことがわかれる。

このように元代以前の文書における定型的な咨（諮）字の用例は、官府内の処決手続上の文言、学士院の上申文書中の文言、私人の書簡の頭語・結語や封の文言であり、高級官府間の文書形式に直結するものはみいだせない。あるいはこれらのいづれかと関連するのかもしれないが、少なくとも元の高級官府間における咨の使用が南宋出身者にとつてなじみ薄いものだったことは、『資治通鑑』卷二八〇・後晋紀・高祖天福元年閏一月丙寅の「帝与契丹主将引兵而南、咨於契丹主」に対する胡三省（二二〇〇～一三〇二）の注に、

謀事為咨。今北人以咨為重、自行台・行省移文書於内台・内省、率謂之咨。

とあることから察せられる。いまに伝わる胡三省の『資治通鑑』注釈は南宋滅亡後に重撰されたものであるが、上の注には「今」の行台（行御史台）・行省（行中書省）があらわれることから、元代の状況をのべていることがわかる。旧南宋人である胡三省にとつて、中書省（内省）と行中書省（行省）、御史台（内台）と行御史台（行台）のあいだで咨がやりとりされることは、あくまで征服者である「北人」の習慣だったのである。唐宋の制に関する政書類に言及がないこと。また前述のごとく唐では移、宋では牒が高級官府間で相互に用いる文書となることから、当時の公文書にかかる咨式文書は存在しなかったとみてよいとおもう。

問題は遼や金の制度だが、史料制約から厳密な判断がむずかしい。現状では咨式文書が存在した形跡はみとめられないといつてよいとおもうが、金では元代行省の先駆形態となる中央高級官府と同格の地方派出機関として行台尚書省がおかれたから、そのように断定してしまうのもためらわれる。ただ少なくとも、金の高級官府が外国君主に宛てて咨を用いた形跡は、いまのところうかがえない。むしろ前述のごとく、その官府が宋の高級官府に牒を送った例があり、また金初において皇子都経略処置使・元帥・国相元帥といった金軍の高級司令官と、宋皇帝や金の傀儡政権である楚の皇帝とのあいだでは、「甲致書于乙」と記す、いわゆる致書形式の文書が用いられたことが確認される。³³ 後者は敵国関係における君主間の国書として唐・五代・遼・宋を通じて使用されたが、³⁴ 当時の金と宋・楚の力関係を反映してか、前者の皇族・官人クラスが後者の皇帝とやりとりした点が注目される。ただいずれにせよ、過去に用いられていた書式が準用ないし応用されているのである。

『元典章』巻四・朝綱・庶務・体例酌古准今の至元五（一二六八）年一月二日付文書に中書省―四川行省間における咨の往復をしめす記述があり、同卷三五・兵部・隱蔵・隱蔵軍器罪名の至元五年付文書にも「中書省咨」がみえることから、元ではその最初期、一二七〇年の「省院台文移体式」制定以前からすでに咨を使用していたことがうかがわれる。³⁵

また前述した元・王惲『中堂事記』の中統二（一二六一）年七月辛酉朔条には、

前河東宣撫使張公、以怨家有言、去留維谷。是日、得行省諮、保及史相・闕左丞、互為申理奏准、充行中書省參議、方得解去良不易也。

とあり、同月廿日庚辰条には

行省諮者數事、都堂議有可否。史公曰、雖分兩省、其實一也。若非閔利害者、不宜妄有阻駁、使王事成就、可也。今後凡行省所諮、須三日內咨報。自是上下云為如水流之源矣。予當時嘆賞、以謂不多得也。

とある〔秋潤先生大全文集〕巻八二。このとき王憚は中書省の下僚だったが、前者の記事では、前河東宣撫使張公（張德輝）の処遇に関して中書省が「行省」より「諮」を得たといい、後者の記事では、「行省」から届いた数件の「諮」について中書省幹部が審議した際、史公（史天澤）の提案で、行省から「諮」するところについては、大きな問題がなければ三日以内に「咨報」することをもうしあわせたという。『中堂事記』が咨／諮字を用いて官府・官人同士の事務連絡を記述するのは右の中書省―行省間の例にかぎられており、このことに意味があるとすれば、元の高級官府における咨の使用は、あるいは建国当初にまでさかのぼるということになるのかもしれない。

*

高麗に対する咨式文書の送付は一二八〇年が初例と考えられる。前掲した『高麗史』巻二九・忠烈王世家・六年（一二八〇）一月己酉の記事をいまいちど引用しよう。

遣右承旨趙仁規・大將軍印侯如元、上中書省書曰、……今有行省文字、云右咨高麗国王、封云到国王開坼。

竊審、中書省行來文字、字謹紙厚、每牒云、請照驗。謹牒。未詳、行省文字、是何体例。予付得、行省於国王、既無疑忌、雖咨・関・符付可也。若諸駙馬処、有不得已行移文字、当用如何体例。昔秃鞞哥国王、於我父王、未嘗直行文字、必行下達魯花赤。伏望、定奪彼此往還文字格式回示。……

忠烈王が中書省に対して上書したのは、日本遠征を遂行する機関として同年八月に設けられた征東行省（征東行中書省）より、「右咨高麗国王」と記した文書がはじめて送られてきたためであった。そこで忠烈王は、高麗王に宛てた中書省の文書には牒が用いられてきたことを指摘して、高麗王と行省のあいだで用いる行移文書の形式について確認をもとめたのだが、その際、「行省が国王に於^{たい}」して文書を送ること自体に異議はなく、咨や関（三品以下の同級官府同士で用いる）・符付（上司が下司に送る）等の書式でもかまわないとしつつ、もし駙馬のもとに文書を送るとすればいかなる書式を用いるのかとたずねている。

このとき王が、わざわざ駙馬に対する行省文書の形式について注意を喚起したのは、おそらく、当時すすめていた高麗王の格式と駙馬としての格式の一体化（前述）を、文書形式についても実現したいと考えてのことであろう。また、かつて禿鞞哥国王より父王（元宗）のもとには文書を直接送ることがなく、かならず達魯花赤（ダルガチ）に対して下したとのべているが、禿鞞哥国王とは、一二六九年に高麗で権臣林衍による国王元宗廢立事件がおきた際、行東京等路中書省事として元軍をひきいて一時高麗に進駐したジャライル族長のことである。一方、達魯花赤とは、一二七〇〜七八年に王都開京に駐在した元の高麗政府監督官、高麗国達魯花赤のことである。これらは行省―高麗王間の文書行移関係の先例――すなわち行移関係がない――として言及されているものである。

ここで注目されるのは、忠烈王が行省からの文書について、駙馬に対する書式との整合性を問いただすにあたり、⁴高麗国王に対する文書行移そのものを問題視するわけではなく、そのかぎりでは咨・関・劄付等の書式であってもさしつかえないが⁵という趣旨の前置きをしていることである。このような断り書きにおいて唐突に具体的な書式名をあげるのは、このとき送られてきた行省文書が実際そうした系列の官府文書だったからであろう。これらと異なる系統の書式だったのであれば、それに関わる言及があるはずであり、国王に対する行移文書という重大事をめぐって実際の状況と無関係の書式を例え話としてあげるとはおもえない。そして問題の文書にはまさに「右咨高麗国王」と記されていたわけだが、これは咨の結びにおける⁶右咨某⁷という定型表現に一致し、文書が咨式であることをしめす文言である。すなわち行省の文書は咨式文書だったと考えられるのである。

忠烈王の上書に対する元側の回答は記録にないが、このとき征東行省はなにもゆえ忠烈王に対し突如として咨を用いたのであろうか。管見では元の官府が外国君主に対して咨を用いた例はほかに確認されず、また前代にもそのような先例はみいだせないのである。

そこで当時の対元関係上、忠烈王の立場にいかなる変化が生じたかをみてみよう。まず同王は一二七四年にクビライの公主に尚してその駙馬となった。しかし前述のごとく一二八一年に駙馬高麗国王となる以前、同王は基本的に駙馬として遇されず、外国君主としての礼式が適用されていたのであり、このことが咨式の使用に係ずるとは考えにくい。もし駙馬としての立場が文書形式にのみ反映されたとしても、駙馬のもとに行省などの官府が咨を送ったという事例自体、寡聞にして知らない。それは駙馬とともに「諸王」と通称されるモンゴル男性皇族についても同様だが、行省など政府の官府が男性皇族自身の通達をうけた際には、「敬うやまつんで令旨を奉たてまつ」じると表現している。⁽³⁶⁾ 令旨を奉じる相手に官府側が直接言上する際は、皇太子に対する場合がそうであるように「啓」と称したはずである。⁽³⁷⁾ また安西王の場合、隸下の執政機関である王相府が陝西行省に咨を送っているから、一般官人の上になつ王自身に対して行省が咨を用いたとは考えにくい。一方、駙馬のおおせは高級官人と同じく「鈞旨」という。駙馬に対して外部の官府が言上する際の書式については実例をみいだせないが、中書省官がその宰相(都堂)に言上して鈞旨をうけることを『元典章』所載文書ではしばしば「呈して都堂の鈞旨を奉」じると記しており、⁽³⁹⁾ 「呈」と称したことも考えられなくはない。ただ忠烈王が、「己おのれむを得ず」駙馬に宛てて文書を送る際の規定を問いあわせたことからすれば、駙馬に対して行省などが直接文書を送るケースはあまり想定されていなかったのではないだろうか。いずれにせよ咨を用いたとは考えにくい。

そこで注目されるのは、忠烈王のもう一つの地位変化、一二八〇年の征東行省丞相(長官)就任である。すなわち、征東行省による忠烈王への咨の送付は、行省とその高官のあいだにおける行移文書形式として適用されたものとおもわれるのである。

忠烈王はこの年の八月、第二次日本遠征の遂行において自身の発言力を強化する努力の一環として、みずから征東行省の任(管征東省事)につけるようクビライに要請していた。⁽⁴⁰⁾ そしてこの年の二月辛卯、趙仁規と印

侯が元よりもたらした詔により、王はみずから「開府儀同三司・中書左丞相・行中書省事」となったことを知る。王は中書左丞相の資格において日本遠征に関する「中書省の事を行」うことになったのである。⁽⁴¹⁾翌年三月乙卯には「征東行中書省」の印信が王のもとにとどけられている。⁽⁴²⁾

征東行省の発足自体は一二八〇年八月なので、忠烈王が咨に関する疑義を提起した同年一月までにおける同省の高麗にむけた文書行移や遣使の記録をみると、一〇月末の丁酉（二九日）に同省の使者が高麗をおとずれて兵員・兵器・糧食等の整備をおこない、⁽⁴³⁾また日付は不明だが、同月中に同省は、「征東軍事」に関する「牒」を送ってきている。⁽⁴⁴⁾このうち後者の「牒」には「拠此須合開坐移牒、請照驗」云々とあり、牒式文書であったとみられるので、問題の咨は疑義表明のタイミングからみても前者の使者がもたらした可能性が高い。

一方、忠烈王の征東行省左丞相就任は、元においてすでに一〇月初め癸酉（五日）の段階で正式に決定していた。⁽⁴⁵⁾問題の咨がこれをつけてそのころ作成されたのであれば、高麗から進発する東路軍を編成・指揮した征東行省⁽⁴⁷⁾の活動からみて、発行地は元都でなければ、より高麗に近い地方であろうから、一〇月末までの高麗送達は充分可能である。⁽⁴⁶⁾

行省が所属の高官に咨をだすというのは奇異にみえるかもしれないが、湖広行省がその左丞（正二品）に咨を送り、⁽⁴⁸⁾ある行省がその右丞（正二品）から咨をうけたように、⁽⁴⁹⁾行省はみずからの幹部と咨を交わすことがあった。前述のごとく元代の咨の用例に官府が外国君主に宛てるというものは他に確認されず、前代の事例にも直結するものはない。とすれば、元における通常の咨の適用範囲に忠烈王がふくまれるようになった可能性を想定するの⁽⁵⁰⁾がまずは適当であろう。しかし一〇〜十一月の段階で忠烈王側はみずからの丞相叙任を認知していなかったため、⁽⁵¹⁾異例な書式ともうしたることになったものとおもわれる。

ただしこれで咨式文書の使用が定着したと即断することはできない。一二八一年正月、征東行省は高麗に対し

て戦備に関する「牒」を送ってきた。⁽⁵¹⁾ この「牒」は宛先・書式とも明示されず、公文書一般を意味する疑いがあるが、一方で、高麗王宛ての牒式文書であった可能性を考慮する必要もある。もしそうだったとすれば、行省は忠烈王の丞相就任後も、旧来の中書省のごとく外国王である高麗王（駙馬高麗国王号の成立は翌二月⁽⁵²⁾）に対して牒を用いる場合があったことになる。またこの段階の征東行省は日本遠征のための臨設機関であり、一二八一年の攻撃失敗後、一二八二年正月にはいったん廃されている。行省丞相の職をうしなつた忠烈王がただちに咨の適用外となったかどうかは不明だが、少なくとも、一二八三年正月〜一二八四年五月に征東行省が復置され、同王がその丞相に再任されていた時期⁽⁵³⁾をふくめて、このころの咨の使用例はみいだせない。その後一二八五年一二月に元中書省は軍糧徵発に関する「牒」を高麗に送っている。⁽⁵⁴⁾ この「牒」も宛先と書式が明示されず、公文書一般を意味する疑いもあるが、やはり高麗王宛ての牒式文書だった可能性はのこされる。そうだったとすると、このときすでに駙馬高麗国王号が成立して高麗王の地位が駙馬の格式に一体化しているので、駙馬に対する牒式使用の是非が問題となり得よう。ただいずれにしても、これらの「牒」の正体はいまのところ不明である。

*

一二八七年にいたり、征東行省は高麗における元の最高地方統治機関としてよそおいを新たに再設され、以後、歴代高麗王が事元期を通じて丞相職（従一品）を世襲的に兼任してゆく。一四世紀初の一時期にはその幹部職に元の官人が増置されたが、基本的には高麗王が唯一の高官として僚属（非高麗人もふくむ）を保挙し、事務をとりにしきつた。⁽⁵⁵⁾ この時期以降になると、高麗王と元中書省のあいだの文書行移に関する史料件数は減少するが（主要典拠である年代記史料の情報量全体が低下するため、必ずしも実態ではない）、そうしたなかで、高麗王が元中書省（ときには枢密院）と咨式文書をやりとりしたことをしめす史料が目につくようになる。

まず『高麗史』巻三〇・忠烈王世家・一九（一二九三）年七月甲戌には、征東行省が高麗政府の最高官府であ

る都僉議使司に宛てた笥付がつぎのようにみえている。

行中書省笥付都僉議使司、准枢密院咨、准高麗国王咨、本国去水就陸時分、珍島百姓、亦移陸地、而本地空闲、在後耽羅申復、摘入人民種田。目今因哈丹賊軍、不能於陸地種養。若將耽羅人戶、還入耽羅、却將羅州附近百姓、移入珍島種田、資生為便。奏奉皇旨、是真実呵、耽羅的元田地去者、那田地王百姓種者、麼。欽
依皇旨施行。

すなわち、征東行省が元の枢密院からうけた咨によると、さきに高麗国王の咨をうけたところ、高麗政府が対モンゴル戦時にたてこもった江華島より開京に還都した際（一二七〇年）、珍島の民も本土にうつり（元への帰服をこぼんだ三別抄が一二七一年に珍島より駆逐された際のことであろう）、その後、空闲となった本島に耽羅（済州島。当時は元が直轄）の民を入植させたが、いま哈丹（反クビライ派のモンゴル王族）の侵攻（一二九〇〜九一年）の影響で半島本土での農事に支障をきたしているので、耽羅の民を送りかえし、かわりに羅州附近の民を珍島に移住させたいとの要請があったという。そこで枢密院は皇帝に奏して許可をえたので、これにしたがって施行せよ、とのことであった。ここではまず高麗王の咨が枢密院に送られ、枢密院がクビライの裁可を得て征東行省に咨を送り、これを行省が都僉議使司に笥付をもって転達する、という文書のながれがみてとれる。

また『高麗史』卷三二・忠烈王世家・二七（一三〇一）年四月己丑には、成宗テムル皇帝の詔につづいて、高麗にもたらされた中書省の咨がつぎのようにおさめられている。

中書省移咨曰、王近表奏増置省官百姓不安及乞不改祖風等事、已有頒降詔書、委官持詣本国開説。所有闕里吉思等官具言國中不便數事、録連事自在前。都省議得、驅良之事、且以本国旧俗為辭、此猶可説、至如王国而用天子殿庭之礼、既臣之初、即当論者、昔或不審、自今宜即更之、其余如民瘼之可除・事弊之応改者、宜体詔旨諭王之意、一一擬定、仍令去使悉知。王就行訖、備細咨来、以憑聞奏。

当時征東行省の幹部職に増置された闍里吉思ら元官人が報告した高麗の僭礼と弊政については正を指示する内容だが、「王はただちに施行しおえ、つぶさに咨してきたり、よつて奏上せよ」という傍線部の箇所から、高麗王に宛てた咨だったことがうかがわれる。「咨来」は「咨り来れ」と訓じることとも不可能ではないが、施行しおえたうえで相談せよというのも不自然であり、『元典章』所載文書にしばしばみえる「咨来」の用例からすれば、高麗王に対して咨による報告がもとめられたものと解してさしつかえない。

以上は元の中書省や枢密院に対する咨の送り手、また中書省の咨の送付先が高麗王名義であられた例である。こうした咨の使用も高麗王が征東行省丞相であることによるものと考えるのが自然であろう。行省高官個人の名義で中書省と文書が行移された事例は、例えば『元典章』巻一四・吏部・案牘・明立案驗不得口伝言語にも、「至元三十年十一月、中書省咨、近准江浙行省平章阿老瓦丁咨呈……」とみえる（ここでは行省の次席級幹部である平章政事（従一品）が中書省に対してより丁重な咨呈を使用）。

また『高麗史』巻三二・忠烈王世家・二八（一三〇二）年の是歳条には、

是歳、遼陽省奏帝、請併征東・遼陽為一省、移司東京。王上表云、……又上中書省書曰、照得、小邦最係辺遠重地、隣近未附日本国、自於至元十八年大軍過海征進之後、至元二十年、欽奉世祖皇帝聖旨、委付当職行征東省事、威鎮辺面、管領見設慶尚道合浦等処并全羅道兩処鎮辺万戸府、摘撥本國軍官・軍人、見於合浦・加徳・東萊・蔚州・竹林・巨濟・角山・内礼梁等所把隘口去処及耽羅等処、分俵置立烽燧、暗藏船兵、日夜看望、巡緝專一、隄備日本国賊軍勾当、到今不曾有失節次。曾獲日本賊人、移咨省院聞奏了。当今知得、遼陽行省官員、欲要將遼陽行省并本國征東行省革罷、却要遼陽府在城合併、改立行省、移咨都省、定奪去訖。為此參詳、本國合浦等処辺面、相去遼陽府、地理極遠。耽羅又比合浦等処、至甚窳遠。倘有辺面啓稟緊急公事、往廻遲滯、切恐失悞、深繫利害。今來若不啓稟、慮恐都省未知便否、倘若依准遼陽行省所擬、合併本省、寔

為未便。更兼照得、本省即係元奉世祖皇帝聖旨立到。若蒙准咨、止令当職依旧行征東省事、專委威鎮東方極
辺未附日本国辺面勾当、似望不致失候辺関事務。拠此合行咨稟。伏望、都省照詳定奪、聞奏施行。

という中書省への「上書」がおさめられる。この年、現在の中国東北地方一帯を管轄する遼陽行省が征東行省の併合を画策したことに對する高麗側の反論であり、征東行省がクビライの聖旨によつて設立されたもので、對日防備に実績をあげていること。朝鮮半島南部沿海から遠く離れた遼陽を省治とすると、辺防に支障をきたすことを主張したのである。

この上書については、「王」の行為であることが明記されているが、文書中にも王の一人称が「当職」とみえる。文中に「若し咨を准すを蒙れば」とあり、また結びにも「合に咨稟を行うべし」とあることからすれば（傍線部）、実際には咨式文書だった公算が大きい。『元典章』所載文書にもしばしば「咨稟」の語がみえるが、いずれも咨を送つてもうしのべるという意味に解してさしつかえない。少なくとも、文書中で「当職」（忠烈王）は、日本人を捕捉した際には「省院」（中書省と樞密院）に「咨を移」つてきたとのべている。

「当職」という王の一人称は、朝鮮国王が明の官府に咨を送る際にも用いられるが、この場合、明に冊封された朝鮮国王位という藩職をさすとみられる。一方、事元期の高麗王の場合、元から冊封された高麗国王位のほか、征東行省丞相という官職をさす可能性も考慮される。このことは、上記の咨のやりとりが高麗国王、征東行省丞相、いずれの名義でなされたかという点に関わるが、「当職」という王の自称は、高麗関係史料ではやはり元中書省とのやりとりのなかでほかに一例、『高麗史』卷三一・忠烈王世家・二六（一三〇〇）年一月の是月条にあらわれるのみである。

王上表曰、……又移書中書省曰、……又曰、照得、本国旧例、自来馭良、種類各別、若有良人嫁娶奴婢者、其所生兒女、俱作奴婢、若有本主放許為良、兒女却還為賤。昨於至元八年、有本国達魯花赤衙門欲改本俗体

例、呈奉到至元九年正月初八日省掾周承行中書省劄付該、都省相度、合從高麗王、依本俗施行。以此本國駈良公事、止依本俗旧例理斷、到今不曾改例。今有征東省官欲改本俗体例、為此已於今年六月、親赴上都上表聞奏、於大德四年七月初八日、都省就喚當職元引官員、省會奏過事内一件、奴婢的勾當、依本國体例行者、聖旨了也、欽此。統准都省咨文該、王与闕里吉思、那的每言語不帰一、各別的一般。除是別定奪、怎生呵。是奏呵、奉聖旨、冬間王差將人來者。你也好生商量、怎生定体的那其間了也者。除這的外、王教奏的言語、依着他的言語者。欽此。啓請照驗事。准此。照得、見准咨文、却与先次都省省會、稍有不同。為此、今差官再行費表進呈前去。伏望、都省善為聞奏、乞令依旧省俗施行。如蒙不准、必須變改旧例、除已前年分已成婚聘所生兒女者止令依旧住坐外、自今以後、諸奴婢不交嫁娶招占良人為夫婦、似不爭競。然此、合行啓稟。都省照詳定擬、希明文廻示。

この元中書省に対する忠烈王の「書」は形式不明だが（咨の可能性も充分にある）、前述した増置征東行省官闕里吉思による高麗奴婢制度の改変案に反対を表明するものである。すなわち、従前より元が高麗の旧例維持を保障してきたにもかかわらず、「見^レに准^レけたる（中書省の）咨文」は従来の裁定と異なっているという。この「咨文」は大徳四（一三〇〇）年七月八日に高麗の奴婢制度維持が皇帝（成宗テムル）の意志としてしめされた後に「統^レいて准^レけた都省の咨文」のことだが、その通告内容は、奴婢問題について忠烈王と闕里吉思の意見が異なるので、中書省が再検討を奏請したところ、高麗王から人を送つてよこさせ、中書省側でもよく相談し規則を定めよとの指示を皇帝より受けたという内容であった。忠烈王が話者となる文章であり、咨の受け手が実質的に同王であったことはまちがいないが、やはり「当職」が高麗国王と征東行省丞相のいずれをさすかは判然としない。

しかし当時の高麗王について、そのような区別はあまり意味がないことかもしれない。例えば忠宣王が即位にあたって「開府儀同三司・征東行中書省左丞相・駙馬・上柱国・高麗国王」に除授されたように、元から授かる

爵・職として、両者は一体をなす高麗の君主の属性であった。在位途中から最初の征東行省丞相となった忠烈王は別として、忠宣王以降の君主は即位時に「国王位と丞相職を一度に拝命」（国王・丞相、一時受命）⁽⁶⁰⁾したのであり、これらを他の散階等とともに並記したものが君主の正式な称号となる。鄭仁卿功臣教書（一二九〇年代）や金汝孟功臣教書（一二九二年）といった国内向けの文書でも、発行者たる忠烈王自身が「特進上柱国・開府儀同三司・征東行中書省右丞相・駙馬・高麗国王」と記される⁽⁶¹⁾。忠宣王は中国で印出した普寧寺版の大藏経によせた識語（皇慶元（一三二二）年九月）でも、「推忠揆義協謀佐運功臣・開府儀同三司・大尉・上柱国・駙馬都尉・瀋王・征東行中書省右丞相・高麗国王王璋」と自称している⁽⁶²⁾。そしてこのような属性が常態化することにより、高麗の君主は、やがて「凡そ一国の命、一省の権、総べて之を専らにする」存在として、「国王丞相」と通称されるにいたる⁽⁶³⁾。すなわち、事実上「当職」にはつねに征東行省丞相・高麗国王の双方が含意されていたとも考えられるのである⁽⁶⁴⁾。

前述のごとく、咨の宛先や発信者に高麗王の称をかかげた（またはそのようにみられる）事例は確認される。高麗の君主個人を主語や目的語とする形で行移が記述されたその他の咨もそうであった可能性が高いとおもいますが、その際、散階等を併記するかどうかは別として、王号と征東行省丞相の職名に関していえば、王号のみを称したケースと、双方を併称したケースが考えられるとおもいます。一方、王号をばういて行省丞相職のみを称したケースは、咨についてはもちろん、他の事例でも確認されず、基本的には考えにくいとおもいます⁽⁶⁵⁾。一体化したとはいえず、あくまで高麗国王であるがゆえの行省丞相兼任であるから、前者が最も基本的な属性だったはずである。

このように、征東行省常設化後の高麗王は、元の中書省や、必要に応じてその他の高級官府とのあいだで、征東行省丞相としての資格にもとづき咨をやりとりするようになったと考えられる。『高麗史』には宛先が明示されない中書省の咨もみえるが、後述する遣使記事のごとく『高麗史』や『高麗史節要』では、征東行省が主語や目

的語になる場合、そのように明記して高麗国や高麗王と区別するのが一般的であるから（後述のごとく例外もあるが）、これも高麗王個人に宛てる咨だった可能性が高い。征東行省という官府名義でやりとりされた咨もあつた（後述）、そもそも両国間における咨の行移例自体、史料上の件数がそれほど多くはないので、実際の総件数や宛先表記の傾向などは何ともおしはかりがたいところがある。しかし後述する筆者の推測どおり、明が元代の慣例を参照して高麗王に宛てた高級官府の文書に咨を採用したとすれば、元代において高麗王個人を授受名義として行移された咨は、相当の数と割合を占めたと考えられるのではないだろうか。

なお高麗政府の官府については、その頂点にたつ都僉議使司が二九三年に元の従一品相当に昇格しているが、その後も征東行省から劄付を受けているので、元の中書省クラスの官府と咨を交わすことはなかつたであろう。

*

『高麗史』や『高麗史節要』には、一二八七年以降も元中書省から高麗に送られた文書が咨と記されない事例がいくつかみえる。このうち『高麗史』卷三二・忠烈王世家・二七（一三〇一）年八月丙申と『高麗史節要』卷二・忠烈王二七年八月には、中書省より「移文」があり、忠烈・忠宣王父子の離間をはかる金天錫らに対する処罰が伝えられたとある。しかしこの事件について、『高麗史』卷一二三・林貞杞伝附 閔萱伝では、中書省より送られた文書が征東行省に対する「咨」であつたことを伝えている。筆者は、『高麗史』や『高麗史節要』では征東行省が主語や目的語となる場合、そのように明記するのが一般的と前述したが、このような例外もあるのである。『高麗史』卷三二・忠烈王世家・二九（一三〇三）年一二月庚戌にみえる、高麗の軍糧を省官の俸給にあてたいという征東行省の要望に対する中書省の「移文」も、事案の性格からみて、実際には高麗王ないし征東行省に宛てた咨の送付であつた公算が大きいとおもう。

一方、高麗王の政治行為がつねに征東行省丞相としての立場に拘束されたわけではなく、高麗政府を代表する

国王としての立場を明確に区別するケースもある。例えば至元二九（一二九二）年一〇月付けの日本国王宛て忠烈王国書（冒頭形式は『甲謹奉書乙』）では、元の駙馬・官人の文書における冒頭定型句の一つ「皇帝福蔭裏」を用いるが、差出人を「特進上柱国・開府儀同三司・駙馬・高麗国王」と記し、行省丞相職には言及していない。また『高麗史』世家や『高麗史節要』に比較的くわしく記録された忠烈王代終盤（元・成宗代）の元に対する賀正使や賀聖節使の派遣記事を見ると、同一目的の遣使において、派遣主体を記さない使者と征東行省名義の使者が別途にたてられたケースが散見され、前者は高麗政府を代表する使者であったとみられる。その後活躍した李穀の『稼亭集』巻一〇所収の「太后賀正表」と「賀正表」にも、それぞれ「国行」（高麗国が行う）、「権省行」（行省代行が行う）という注記がある。後者は行省丞相不在時に代行者の名義で作成されたものだが、高麗政府の賀表と征東行省の賀表を別々に用意していたことがうかがわれる。

高麗王が元中書省に対し咨以外の書式を用いる場合があったのも、あるいは国王としての立場を征東行省丞相としての立場と明確に区別してのことだったかもしれない。例えば崔濯『拙藁千百』巻二の「国王与中書省請刷流民書」（泰定乙丑（一二三二）年）をみると、王個人（予）が話者となつて高麗国（小国・本国・小邦）の利害を主張し、中書省に国外流民の送還を要求しており、書き出し文言は不明だが、結びは「不宣」としている。これは啓・致書などの書簡形式に用いられる定型文言の一つであり、咨や牒などにはなじまない。高麗王は元中書省に対して何らかの書簡文の形式を用いる場合もあったのである。¹⁷¹

一方、具体的な文面や宛先は明示されないが、『高麗史』巻三〇・忠烈王世家・一五（一二八九）年八月壬戌には、中書省が高麗に「牒」を送つて青砂礮等をもとめたこと、同巻三五・忠肅王世家・一二（一二三五）年二月癸未には、中書省が高麗に「移牒」して太祖チンギス以来の有功者の報告をもとめたことが記されている。これらの「牒」は単に公文書一般やその行移を意味するだけかもしれないが、牒式文書であった可能性も排除はで

きない。その場合、中書省が征東行省に対して牒を用いるとは考えにくいので、宛先には高麗王や高麗政府の官府・官人などが考えられる。高麗王宛てならば駙馬に対する牒式使用の是非という問題が生じることにもなるが、ただしその実体は不明である。

四 むすびにかえて―咨式外交文書成立試論

本稿の検討結果はつぎのように整理される。元中書省から高麗王に送られる文書は、少なくとも一二七〇年頃から一二八〇年までは基本的に牒が用いられたと考えられる。一二八〇年に日本遠征のために忠烈王が征東行省丞相となったことにともない、行省によりはじめて高麗王に対して咨が用いられた。その後一二八七年に高麗における元の最高統治機関として征東行省が常設化されると、その丞相職を世襲的に兼任する高麗王に対し、元中書省が咨を用いるようになったとみられる。一方、高麗王から中書省に対して送られる文書は、一二八〇年以前については書式を確認できないが、牒もしくは何らかの書簡形式を用いた可能性が想定される。高麗王に対して咨が用いられるようになると、高麗王の称をかかげた名義で中書省に咨を送るようになるが、書簡形式の文書を用いることもあったようである。また一二八〇年以降に元中書省が高麗王に対してなおも牒を用いた可能性も完全には排除できないが、実態は不明である。

本稿では史料制約のため、高麗王―元中書省間で行移された文書の形式を必ずしも全面的かつ明瞭に指摘できたわけではない。しかし史料から看取されるかぎりにおいて、中心的な書式が牒から咨にうつりかわったという趨勢は容易に理解されるであろう。その背景には高麗王が征東行省丞相の地位を世襲的に兼ね、王爵と丞相職が一体化して国王丞相という呼称がうまれるにいたったという当時の政治状況があったわけだが、筆者はこのこ

とが後世に大きな影響をおよぼしたのではないかと推測する。すなわち明代以降における咨式外交文書の成立と定着である。

高麗王に対する明の咨は、恭愍王が事明を表明した後、正式な冊封を受ける前の洪武三（一三七〇）年正月一日付けで発せられた中書省咨（崔世珍『吏文』巻二）が初度のものであり、道士徐師昊をつかわして高麗の山川を祭祀することを通達する内容であった。そしてこれは現存史料上、明における咨式外交文書の初見例となるようである。

これにつづくものとしては、安南国王・占城国王に対する中書省咨がある。すなわち『明太祖実録』巻六七・洪武四（一三七一）年七月辛未に、遣使朝貢して安南国の侵犯を訴えた占城国王に対し、洪武帝は「中書省に命じて其の国王に移咨」せしめ、その咨のなかで「已に安南国王に咨して即日兵を罷めさせむねが記されている。

日本や琉球に対する咨の初見例はこれよりおくれるが、咨式外交文書が存在が洪武年間の初期から確認され、当初よりひろく外国君主に対して用いられたことがわかる。その確立契機としては、明が洪武二（一三六九）年に周辺諸国に対して大々的に招諭をおこなったことや、『大明集礼』が編まれて外交儀礼の骨格が完成したことなども考えられよう。

しかし冊封をうけた諸外国の首長に対して咨を用いるという従来存在しない方式を採用した理由は、『明実録』『明史』などの史書、『大明集礼』『皇明制書』『大明会典』などの政書、あるいは洪武帝自身や宋濂といった彼のブレインの著述をみても明らかではない。筆者の管見にはいつていない史料があるかもしれないが、この問題についてはさしあたり二つの見方をあげることができよう。一つは明の為政者が従来存在しなかった咨の用法を独自の理屈で編みだしたというものであり、いま一つは元代の先例をふまえたというものである。そして前者の可能

性についていまのところ史料的な明証が必ずしも得られていないことから、ひとまず筆者は、高麗王―元中書省間における咨の使用が参考にされた可能性を指摘したいとおもう。

一般に明草創期の国制については、元制を大幅に踏襲するものであることが指摘されている。⁽⁷³⁾ とくに外交文書については、元代以来の白話風語彙を用いた直訳体漢文の使用習慣までがねづよくのこっていたことも指摘されている。⁽⁷⁴⁾ そのような明が外交文書形式を策定する際に、周辺諸国のなかでもとりわけ元との関係が緊密であった高麗の事例に注意をはらった可能性は高いとおもう。高麗王―元中書省間における咨式文書の使用は、本来高麗王が征東行省丞相を兼任するという特殊な状況下に成立したもので、正確には外交文書とはいえない。また、どれだけの事例数があったかは不明だが、前述のごとく元中書省は外国君主に対して送る漢文文書としては牒を用いていた。しかし明建国直後に編纂された『元史』において高麗を外国伝の筆頭にかかげた明の為政者が、一三世紀末以降の長期にわたる元中書省―高麗王間の咨の使用実績に着目して、これを中国側の高級官府と冊封をうけた外国君主とのあいだで用いる文書形式の典型とみなし(あるいは誤解し)、他の諸国との外交にも一般化していった可能性は看過できないのではないだろうか。筆者はこのようにして咨式外交文書が成立、定着したのではないかと推測する。

かかる咨の用法変化は一四世紀後半の高麗でも異なる形で生じていた疑いがある。中村榮孝の研究⁽⁷⁵⁾で著名な日本国宛ての征東行省の咨がそれを示唆する。一三六六年に來日した高麗使がもたらし報恩院に写しが伝わるこの文書は、日本に対して倭寇禁圧をもとめる内容であったが、官府である征東行省が日本という「国」に宛てて咨を用いた点が注目される。これは日本の君主が征東行省の長官たる高麗王と同格であるという認識にもとづく措置と考えられるが、官府・官人同士の関係にもとづく咨の一般的用法からは逸脱する。⁽⁷⁶⁾

一三七〇年に明中書省から咨を受けた際、高麗側が書式を問題視した形跡は史料のうかがえない。翌年には

さつそく王名義で明中書省に咨をかえし、以後連年のように咨が交わされている。もちろん明のもとめる方式を受け入れたまでのことかもしれないが、高麗において咨に対する認識が変化し、君主や国家がこれと同等の格付けを有する外国官府とのあいだで用い得る文書と受けとめられるようになっていた可能性も考慮されよう。⁽¹⁷⁾

参考文献

- 池田温 一九七九『中国古代籍帳研究——概観・録文』東京大学東洋文化研究所
- 石井正敏 二〇〇一a「神龜四年、渤海の日本通交開始とその事情——第一回渤海国書の検討」同著『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館
- 石井正敏 二〇〇一b「古代東アジアの外交と文書——日本と新羅・渤海の例を中心に」同著『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館
- 岩井茂樹 二〇〇五「明代中国の礼制覇権主義と東アジアの秩序」『東洋文化』第八五号
- 神田喜一郎 一九六九「八思巴文字の新資料」同著『東洋学文献叢説』二玄社
- 北村秀人 一九六四「高麗に於ける征東行省について」『朝鮮学報』第三二輯
- 金文京・玄幸子・佐藤晴彦（訳注）・鄭光（解説） 二〇〇二「老乞大——朝鮮中世の中国語会話読本」平凡社
- 坂上康俊 二〇〇四「勅命下達文書の比較研究——日本と中国の場合」『東アジアと日本——交流と変容』創刊号
- 酒寄雅志 二〇〇一「渤海国中台省牒の基礎的研究」同著『渤海と古代の日本』校倉書房
- 高橋公明 一九八二「外交文書、「書」・「咨」について」『年報中世史研究』第七号
- 竹内理三（編） 一九八二『鎌倉遺文』古文書編第二三巻、東京堂出版
- 田中謙二 二〇〇〇「元典章文書の研究」同著『田中謙二著作集』第二巻、汲古書院
- 檀上寛 一九九七「初期明帝国体制論」『岩波講座世界歴史11——中央ユーラシアの統合』岩波書店
- 辻森要脩 一九二九「南禅大藏跋文蒐録（四）」『佛典研究』第一巻第六号
- 辻森要脩 一九三〇「南禅大藏跋文蒐録（八）」『佛典研究』第二巻第一〇号
- 内藤乾吉 一九六三「西域発見唐代官文書の研究」同著『中国法制史考証』有斐閣

- 中西朝美 二〇〇五「五代北宋における国書の形式について——「致書」文書の使用状況を中心に」『九州大学東洋史論集』第三三号
- 中村淳・松川節 一九九三「新発見の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』VIII
- 中村栄孝 一九六五「『太平記』に見える高麗人の来朝——武家政権外交接収の発端」同著『日鮮関係史の研究』上、吉川弘文館
- 中村裕一 一九九一a「教——少林寺武徳八年（六二五）秦王「教」を中心に」同著『唐代官文書研究』中文出版社
- 中村裕一 一九九一b「渤海国咸和十一年（八四二）中台省牒——古代東亜国際文書の一形式」同著『唐代官文書研究』中文出版社
- 中村裕一 一九九一c「唐代制勅研究」汲古書院
- 中村裕一 一九九六「唐代公文書研究」汲古書院
- 仁井田陞 一九三七「唐宋法律文書の研究」東方文化学院東京研究所
- 仁井田陞(著)・池田温(編集代表) 一九九七「唐令拾遺補」東京大学出版会
- 堀敏一 一九九八「渤海・日本間の国書をめぐって」同著『東アジアのなかの古代日本』研文出版
- 松川節 一九九五「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢（史学篇）』第二九号
- 宮紀子 二〇〇六a「モンゴルが遺した「翻訳」言語——旧本『老乞大』の発見によせて」同著『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会
- 宮紀子 二〇〇六b「程復心『四書章句』出版始末攷——大元ウルス治下における江南文人の保举」同著『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会
- 宮崎市定 一九九二a「宋元時代の法制と裁判機構——元典章成立の時代的・社会的背景」同著『宮崎市定全集11——宋元』岩波書店
- 宮崎市定 一九九二b「洪武から永楽へ——初期明朝政権の性格」同著『宮崎市定全集13——明清』岩波書店
- 森平雅彦 一九九八a「駙馬高麗国王の成立——元朝における高麗王の地位についての予備的考察」『東洋学報』第七九卷第四号
- 森平雅彦 一九九八b「高麗王位下の基礎的考察——大元ウルスの一分権勢力としての高麗王家」『朝鮮史研究会論文集』第三六集
- 森平雅彦 二〇〇四「寶王録」にみる至元十年の遣元高麗使」『東洋史研究』第六三卷第二号
- 山根幸夫 一九六五「明太祖政権の確立期について——制度史的側面よりみた」『史論』第一二三集
- 吉川真司 一九九八「奈良時代の宣」同著『律令官僚制の研究』塙書房

- 高炳翊 一九七〇「麗代 征東行省의 研究」同著『東亜交渉史의 研究』서울대학교출판부
 노명호ほか 二〇〇〇『韓國古代中世古文書研究』上・下、서울대학교출판부
 張東翼 一九九四「征東行省의 置廢와 그 運營 實態」同著『高麗後期外交史研究』一潮閣
 張東翼 二〇〇四『日本古中世高麗資料研究』서울대학교출판부
 張東翼 二〇〇五「一二六九年「大蒙古国」中書省の牒と日本側の対応」『史学雑誌』第一一四編第八号
 趙和平 一九九三『敦煌写本書儀研究』新文豊出版公司

注

- (1) 高橋一九八二、八二〜八四頁。岩井二〇〇五、一四二〜一四三頁。
- (2) 宮二〇〇六a、二〇三〜二〇七頁。
- (3) 堀一九九八、二四三〜二四六頁。
- (4) 堀一九九八、二四六〜二四八頁。石井二〇〇一a。石井二〇〇一b、五五二〜五五三頁。
- (5) 北宋・強至の『祠部集』卷二八に、「代史館王相公答高麗王王徽書」、および「又代參政馮諫議答高麗王書」が収められる。
- (6) 事元期以前の高麗の国制では、君主を天子・皇帝に擬した内容を多く採用し、実際に君主が「天子」「皇帝」と称されることもあった。また国家的祭礼のひとつである八閔会では、宋の商客・女真人・耽羅人・日本人など異域からの参列者が、高麗の王化に浴する朝貢者としてあつかわれ、王権の莊嚴をたかめていた。
- (7) 大元という国号は一二七一年に制定されるが、本稿では便宜的にクビライ政権発足の時点からこれを元と指称する。
- (8) 森平二〇〇四、六二頁。
- (9) 坂上二〇〇四、五七〜五八頁。
- (10) 田中二〇〇〇、三七九〜三八二頁。
- (11) 宮崎一九九二a、二二八〜二二九頁
- (12) 神田一九六九。
- (13) ただし明徴を欠くとはいえ、一二七〇年以前に元中書省が高麗王に文書を送った例が皆無であるかどうかは慎重に判断されな

くてはならない。

- (14) 森平一九九八a、一八〇二〇頁。
- (15) 森平一九九八a、二〇〇二〇三頁。また森平一九九八b参照。
- (16) 張二〇〇四、二〇二〇二〇五頁。張二〇〇五。
- (17) 闕字をほどこさない「貴国」も一ヶ所あるが、張東翼の録文では平出に処理している。
- (18) 内閣文庫蔵『両国書簡』にも本文書の写しがおさまられているが(榎本渉の教示による)、文書の体裁はさらに大きく変更されており、また文字の明らかな誤写も多い。
- (19) 中村裕一一九九一b。石井二〇〇一b、五五七〇五五九頁。酒寄二〇〇一。
- (20) 本文書については張二〇〇四、二〇六〇二〇七頁および張二〇〇五、六五〇六六頁の紹介も参照のこと。
- (21) なお『異国出契』所載の文書録文は、張二〇〇四、二七八〇二八一頁および張二〇〇五、六九〇七一頁の新紹介である。
- (22) 『大金弔伐録校補』(中華書局、二〇〇一年)「牒南宋宣撫司問罪」(九六〇九七頁)、「元帥府与宋三省樞密院」(二一八〇二一九頁)、「元帥府再与宋三省樞密院牒」(二二三〇二三五頁)、「都部署司回牒」(二七〇頁)。
- (23) 前掲『大金弔伐録校補』「宋宣撫司牒」(二六四〇二六五頁)。
- (24) 例えはつぎのような記事がある。『高麗史』卷六・靖宗世家・元(二〇三五)年五月甲辰「契丹来遠城使檢校右散騎常侍安署牒興化鎮」、同六月是月「寧德鎮廻牒契丹来遠城」、同卷一一・肅宗世家・二(二〇九七)年三月庚申「移牒遼東京兵馬都部署」、同卷一三・睿宗世家・九(一一一四)年一〇月是月「遼東京兵馬都部署司牒」、同卷一九・毅宗世家・二四(一一七〇)年閏五月丙申「王孫生、王喜欲遣使告于金、即命同文院移牒」、同・明宗世家・二(一一七二)年一二月壬寅「金移牒、問王生日」、『遼史』卷二八・天祚帝本紀・天慶八(一一一八)年六月丁卯「遣奴哥等、齎宋・夏・高麗書・詔・表・牒至金」、『金史』卷一〇・章宗本紀・承安二(一一九七)年一〇月庚辰「尚書省奏、高麗国牒報……」、同卷一三五・高麗伝「宣宗即位、辺吏奏、高麗牒称……」。こうした事例には「牒」の行移が官府・官人レベルで行われたことを明示するものも多い。
- (25) 中村・松川一九九三、一五〇二二頁。また松川一九九五参照。
- (26) 中村裕一一九九六、二〇八〇二〇九頁。仁井田・池田一九九七、一二五五〇二五八頁。
- (27) 『中堂事記』によると、同年五月八日の段階で、交渉窓口のランクを下げ、元側の経略司から宋の淮東制司に牒を送ることに方

針が変更されたという。『秋潤先生大全文集』巻六七におさめる「中書省牒宋三省文」は、題名が不正確であり、実際には方針変更後の経略司牒の録文とみられる。

- (28) 宮二〇〇六b、三三一・三五〇〜三五二頁。
- (29) 内藤一九六三、第一〜三節。池田一九七九、三六五・三六七〜三六八・四七八頁。中村裕一一九九六、六〇七〜六一二頁。吉川一九九八、一九八〜二〇一頁、などを参照。
- (30) 仁井田・池田一九九七、七三七〜七三九頁。なお仁井田一九三七、八三〇〜八三八頁、および中村裕一一九九一aを参照。
- (31) 咨報に関する説明は、陸游『老学庵筆記』巻七や、趙昇『朝野類要』巻四・諮報などにもみえる。
- (32) 本書とその録文については趙一九九三、一六七〜二四一頁参照。
- (33) 『大金帛伐録校補』（前掲）所載例の一部として、「宋主与左副元帥書」（二六五〜二六六頁）、「左副元帥回書」（二三八〜二三九頁）、「楚主与行府書」（四四一頁）、「行府与楚書」（四五五頁）などがある。なお本書によると、最初期の段階では、致書形式とは異なり、金の将帥が「某謹上書于大宋皇帝闕下」、宋皇帝が「大宋皇帝致問某」といった冒頭句の書式を用いることもあった（例えば「宋少主与左副元帥府報和書」（二五〇〜二五一頁）、「回謝書」（二五三頁）など）。
- (34) 中村裕一一九九一c、二九九〜三三〇頁。中村裕一一九九六、一五三〜一六二頁。中西二〇〇四。
- (35) 『元典章』巻二・戸部・洞治・民戸淘辨金課の至元二（一二六五）年二月付け文書にも御史台宛ての行台の咨と行省宛ての中書省の咨に関する記述がある。しかしそこでの議論は一二七五年に南宋から奪取した建康路（『元史』巻八・世祖本紀・至元一二（一二七五）年二月庚午）の統治に関わる内容であるから、文書の年次表示には誤りがあるらしい。
- (36) 『経世大典』站赤・至元一五年六月一五日に「承旨火魯火孫等奏、甘州宣慰司呈、敬奉只必帖木兒王令旨……」（『永樂大典』巻一九四一七）、大徳五年九月に「通政院敬奉晋王令旨……」（『永樂大典』巻一九四一九）、至元二〇年一〇月に「江浙省敬奉也不干大王令旨節該……」（『永樂大典』巻一九四二五）などがある。
- (37) 田中二〇〇〇、三七二頁。
- (38) 『経世大典』站赤・大徳二年二月に「中書省準陝西省咨、王相府咨、啓準安西王令旨……」とある（『永樂大典』巻一九四一九）。
- (39) 例えば『元典章』巻九・吏部・場務官・塩管勾減資など。
- (40) 『高麗史』巻二九・忠烈王世家・六（二八〇）年八月乙未。

- (41) 『高麗史』卷二九・忠烈王世家・六(二二八〇)年二月辛卯。
- (42) 『高麗史』卷二九・忠烈王世家・七(二二八一)年三月乙卯。
- (43) 『元史』卷一一・世祖本紀・至元一七(二二八〇)年八月戊戌。なおこのときの征東行省の沿革については張一九九四、一四〇二頁を参照。
- (44) 『高麗史』卷二九・忠烈王世家・六(二二八〇)年一月丁酉。
- (45) 『高麗史』卷二九・忠烈王世家・六(二二八〇)年一月是月。
- (46) 『元史』卷一一・世祖本紀・至元一七(二二八〇)年一月癸酉。同書卷二〇八・高麗伝・至元一七年一〇月。
- (47) 第二次日本遠征の司令部は、東路軍を指揮する征東行省と、江南軍を指揮する征日本行省にわかれていたことが、張東翼によつて指摘されている(張一九九四、一四〇三頁)。
- (48) 『高麗史』世家などにより高麗開京(元大都・上都間の移動)に要する日数をみると、片道約一月が標準的であったが(なお金・玄・佐藤・鄭二〇〇二、三五五〜三五六頁、森平二〇〇四、六八〜七〇頁を参照)、高麗王の一行がわずか半月ほどで踏破したケースもある(『高麗史』卷二九・忠烈王世家・五(二二七九)年正月庚午・二月丁亥、六年八月辛未・辛卯)。
- (49) 『元典章』卷五一・刑部・獲盜・民義依例給賞に「湖広行尚書省左丞劄付、准本省咨該……」とある。
- (50) 『廟学典禮』卷二・文廟禁約搔擾に「行省先准本省教化右丞咨……」とある。
- (51) 『高麗史』卷二九・忠烈王世家・七(二二八二)年正月乙丑。
- (52) 『元史』卷一一・世祖本紀・至元一八(二二八二)年二月辛未。
- (53) 張一九九四、二三〇二七頁。なお二二八五年一〇月〜二二八六年正月頃にも征東行省が復設されたが、このときは中国江南方面のみで組織され、高麗は直接関与していない(同二七〇三頁)。
- (54) 『高麗史』卷三〇・忠烈王世家・一一(二二八五)年二月丁卯。
- (55) 常設化された征東行省の沿革は北村一九六四、高一九七〇、張一九九四を参照。
- (56) 一例をあげると、『元典章』卷四・朝綱・政紀・外省不許泛濫咨稟にひく大徳九(二三〇五)年七月に湖広行省がうけた中書省の咨では、行省が些細な事柄でも咨を送付してくる繁雑さを指摘して、今後は「咨してもうしのべるべきものは、議擬したうえで咨してくるように」(台咨稟者、議擬咨来)とのべている。

(57) 一例については前注を参照。咨稟とは一般的な言上の意味にもとりうるが、この忠烈王文書では、そのようにのべる際に「啓稟」を用いている。なお『元典章』巻一七・戸部・承継・妻姪承継以籍為定、および同巻二五・戸部・減差・納綿戸雑泛にも「啓稟」の用例がみえるが、この場合の「啓」は皇太后や皇太子に対する言上を意味する術語である。

(58) 例えば『朝鮮太祖実録』巻一〇・五（一三九六）年一月丁丑、『朝鮮太宗実録』巻一八・九（一四〇九）年二月戊寅など。

(59) 『高麗史』巻三一・忠烈王世家・二四（二二九八）年正月甲辰。

(60) 『高麗史』巻一一〇・李齊賢伝。

(61) 上ほか二〇〇〇、下、図版六・七頁を参照。

(62) 辻森一九二九、一二頁。辻森一九三〇、一一頁。

(63) 『稼亭集』巻九・送揭理問序。同・送白雲賓還都序にも「國王丞相」の称があらわれる。

(64) 高麗王のおかれた状況が、高麗国と征東行省のどちらの立場に対応するものか、ときにまぎらわしくなるのもそのためではあるまいか。『高麗史』巻三二・忠烈王世家・二七（一三〇一）年五月庚辰によると、このとき忠烈王は、高麗国の利害を代表して元の耽羅直轄化に反対する上表文を提出した。ところが元はこれを征東行省の意向として処理し、中書省の咨をもって回答した。また前掲した奴婢制度改変問題に関する忠烈王の上書でも、当初「本国旧例」と呼んだ高麗伝統の習俗を、別の箇所では「旧省俗」とよんでいる。

(65) 例外的に忠宣王は復位直前の段階で行省丞相に任じられたが（『高麗史』巻三三・忠烈王三四（一三〇八）年五月戊寅）、これは一二九八年の即位後ほどなく廃された同王が、一三〇七年に父忠烈王から実権をうばいとした状況下での出来事である。またこの叙任は忠宣王に対する藩陽王位の授与と並行するもので（むしろ王位の授与がメインといえる）、王爵をはぶいて丞相職のみを単称したケースはやはり確認できない。

(66) 『高麗史』巻三七・忠穆王世家・四（一三四八）年正月乙未。

(67) 『高麗史』巻三〇・忠烈王世家・一九（二二九三）年三月乙酉。

(68) 前掲『高麗史』巻三〇・忠烈王世家・一九（二二九三）年七月甲戌。

(69) 竹内一九八二、二九八～二九九頁。

(70) 『高麗史』巻三一・忠烈王世家・二二（二二九五）年七月己亥・八月甲辰・二二（二二九六）年七月乙未・八月己

亥、二三（一二九七）年七月丙戌・八月辛卯・十二月戊午・閏二月、二四（二二九八）年二月丙辰・戊午、二六（二三〇〇）年一月丙寅・二月甲戌、同書卷三二・忠烈王世家・二七（二三〇一）年一月戊午、二九（二三〇三）年七月辛巳・八月己丑、三二（二三〇六）年七月己卯・八月己亥、『高麗史節要』卷二・忠烈王二年七月・八月・十二月、同書卷二二・忠烈王二年八月・十二月、同二年一月・二月、同二年七月・八月、同書卷三三・忠烈王三年七月・八月。

(71) 同じく崔濯『拙藁千百』巻二におさめる「又謝不立行省書」と「与翰林院為太尉王請諡書」も、高麗王がそれぞれ元の中書省と翰林院に宛てた文書であった公算が大きいとおもうが、やはり結語に「不宣」を用いている（冒頭不明）。

(72) なお、中書省以外に枢密院とも咨をやりとりしたことは、本文中で言及した。

(73) 山根一九六二、宮崎一九九二、檀上一九九七。

(74) 宮二〇〇六a、二一一～二二八頁。

(75) 中村榮孝一九六五。

(76) 高麗は禡王元（一三七五）年に羅興儒を日本に派遣した際にも（『高麗史』巻一三三・辛禡伝・元年二月）、「咨を齎」している（同・三年六月）。その発信名義と宛先は不明だが、本来咨の使用対象とならないはずの日本に対してこれを用いた点は同じである。

(77) 『高麗史』巻四三・恭愍王世家・二〇（二三七一）年一月乙亥。

(78) 後代、琉球中山王が朝鮮国宛てに咨を送った際、朝鮮側では官府に対する文書のようにしてこれを忌避し、返書には「甲奉書乙」と記す書契を用いることとした（『朝鮮世宗実録』巻五四・一三（一四三二）年一月丙子）。国王が明の官府と咨をやりとりする朝鮮政府が、君主・王朝同士では咨の使用を忌避した点が注目される。

〔補注〕 本牒は宋商孫忠に関係して越前にもたらされた文書（『扶桑略記』第三〇・承暦四年閏八月三〇日、『帥記』承暦四年閏八月二六日など）に相当するが、『善隣国寶記』巻上に「元豊三（一〇八〇）年、宋人孫忠所獻牒曰、大宋国明州牒日本国」とあるのも同じ牒に関する言及とみられる。ただし『善隣国寶記』がその宛先を「日本国」としているのは、単純な誤記でなければ、翌一〇八一年に孫忠に関して新たにもたらされた明州の牒（後述）との混同であろう。一〇八一年の牒については「本国」（日本国）に直接宛てた文書であることが日本側で問題視されたのに対し（『水左記』承暦五年一〇月二十九日）、前年の来牒をめぐってはかかる動きがおこっていないことも、これを傍証する。

【付記】 本稿は文部科学省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

牒と咨のあいだ

一三七